# 令和元年度 上越市地方創生推進事業補助金の募集について

- 〇 市では、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会に参加する団体・企業の皆さまが取り組む「地方創生に資する事業」を支援するため、補助制度を実施しています。
- 多くの団体・企業の皆さまから当制度をご活用いただき、取組をレベルアップすることで、当市の地方創生をより一層推進できるよう、事業の検討をお願いします。

# 1 補助制度の概要

■ 交付対象団体(補助金の交付を申請できる団体) 上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体

### ■ 補助対象の事業

上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下総合戦略)に定める「具体的施策」(A-1-1~D-2-1の24施策のいずれか)の推進を図ることを目的とした次に掲げるいずれかの事業

- (1) 総合戦略「個別事業プランリスト」に掲載した申請団体の取組のうち、既存の取組を拡充・レベルアップする事業又は未実施の事業
- (2) 新たに取り組む事業

### ■ 補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な経費

- ※1 次年度に行う事業のための調査及び事業計画策定の経費を含む
- ※2 ただし、以下の経費を除く
- (1)補助金の交付申請、実績報告及び補助金請求に要する経費
- ②事業者等の飲食及び遊興に係る経費
- ③不動産の取得に係る経費
- (4)建物の建設、改修等のハード事業に係る経費(ソフト事業と組み合わせて行うものを除く)
- ⑤事業に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費
- ⑥市、国又は他の地方公共団体からの補助金の交付対象となる経費 等

#### ■ 補助対象期間

<u>交付決定日(申請からおおよそ2週間程度)から令和2年3月15日までに実施する</u> 事業

### ■ 補助金の額等

事業に伴う収入を控除した補助対象経費の 1/2 ただし、1事業当り上限 100 万円 (千円未満の端数切捨)

※事業完了前の支払(概算払)が可能で、その場合は完了後に清算を行う。

#### ■ 交付回数の制限

# 1事業者につき2回まで

ただし、高田区において一定の要件(※)を満たす場合はさらに2回まで可能

※地域再生計画「城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」~コンパクトシティによるまちづくり~」 の目標達成に資する事業で、もてなし環境や体験コンテンツの整備に関する事業 等

# 2 補助金の募集について

### ■ 募集期間

<u>令和元年12月27日(金)まで</u> <u>※ただし、予算上限に達した時点で募集を締め切ります。</u> 交付決定は、申請書が整い次第概ね2週間程度で随時行います。

### ■ 審査について

対象事業は、市の予算の範囲内で決定します。 以下の提出書類を基に審査を行い、交付決定を行います。

### ■ 提出書類

① 交付申請書 ②事業計画書 ③団体の定款等 ④支出に関する見積書 ⑤参考資料

# ■ 提出方法

郵送又は持参にて、書類を提出してください。

# ■ 実績報告

実績報告は、所定の様式により、事業終了後2週間以内に提出してください。 また、3月1日~3月15日までに事業が終了する場合は、見込みの金額で3月15日までに 提出してください。

#### ■ その他

事業の実施状況及び結果について、事例発表及び上越市ホームページ掲載用の写真をお願い する場合があります。

# 3 来年度以降の補助制度について

# ■ 上越市地方創生推進事業補助金の廃止

上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和元年度で計画最終年度となることから、本年度をもって当補助金は廃止となる予定です。

令和2年度以降の支援内容につきましては、次期総合戦略の策定に合わせて今後検討してまいりますので、今後も上越市の地方創生の取組の一層の推進に向けて、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 問合せ・提出先:

上越市 企画政策部 企画政策課 担当:瀧澤、西森

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

TEL: 526-5111 FAX: 526-8363 メール: kikaku@city.joetsu.lg.jp